

年金記録に係る苦情のあっせん等について

平成27年4月1日

総務大臣は、年金記録確認第三者委員会の判断を踏まえ、3月31日に、厚生労働大臣に対し、次のとおり年金記録に係る苦情のあっせん及び年金記録の訂正は必要でないとする通知を実施しました。

【連絡先】

総務省行政評価局年金記録確認中央第三者委員会事務室

総括・地方委担当 : 首席主任調査員 永留 世悟

国民年金・脱退手当金部会担当 : 首席主任調査員 坂本 大輔

厚生年金部会担当 : 上席調査員 中嶋 潤

TEL : 03-3815-3127

FAX : 03-3815-3190

インターネット : <https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	112件
○ 国民年金関係	3件
○ 厚生年金関係	109件
(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの	37件
○ 国民年金関係	16件
○ 厚生年金関係	21件

2. 年金記録に係る苦情のあっせん等の累計

<u>日本年金機構から第三者委員会へ事案が転送されたもの</u>	248, 125件…①
<u>年金記録の確認について結論を得たもの等</u> あっせん、訂正不要及び取下げ等の合計	248, 118件…②
<u>処理の進捗状況</u> (②/①)	99.9%

あっせん、訂正不要及び取下げ等の合計(248, 118件)の内訳

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを決定したもの	113, 233件
○ 国民年金関係	32, 166件
○ 厚生年金関係	81, 067件
(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの	122, 510件
○ 国民年金関係	54, 214件
○ 厚生年金関係	68, 296件
(3) 申立人から取下げがなされたもの等	12, 375件

(参考 1) 年金記録に係る苦情申立ての処理状況

(件)

受付件数	293,618	①
処理件数	292,746	② (=③+⑦)
第三者委員会で処理	248,118	③ (=④+⑤+⑥)
記録訂正が必要と判断	113,233	④
記録訂正が不要と判断	122,510	⑤
取下げ等	12,375	⑥
日本年金機構で処理	44,628	⑦ (=⑧+⑨)
職権で記録訂正	32,125	⑧
取下げ等	12,503	⑨
処理の進捗状況	99.7%	②/①
取下げ等を除いた処理件数	267,868	⑩ (=②-⑥-⑨)
年金記録の回復が図られた件数	145,358	⑪ (=④+⑧)

(参考 2) 年金記録に係る苦情申立て (平成 26 年度受付分) の処理状況

(件)

受付件数	9,244	①
処理件数	8,372	② (=③+④)
第三者委員会で処理	3,924	③
日本年金機構で処理	4,448	④
処理の進捗状況	90.6%	②/①

注) 1 受付件数は、平成 27 年 2 月 28 日までのもの。

2 日本年金機構段階での処理件数は、平成 27 年 2 月 28 日現在のもの。

3 処理件数には、厚生労働省の訂正請求に切り替えるため年金記録に係る苦情申立てを取り下げたものを含む

別紙

北海道地方第三者委員会事務局

訂正不要 2件 (国民年金 2件)

関東地方第三者委員会事務局

あっせん 58件 (国民年金 1件、厚生年金 57件)

訂正不要 15件 (国民年金 9件、厚生年金 6件)

関東地方第三者委員会千葉地方事務局

あっせん 8件 (厚生年金 8件)

訂正不要 1件 (国民年金 1件)

関東地方第三者委員会東京地方事務局

あっせん 34件 (国民年金 2件、厚生年金 32件)

訂正不要 16件 (国民年金 4件、厚生年金 12件)

近畿地方第三者委員会事務局

あっせん 12件 (厚生年金 12件)

訂正不要 1件 (厚生年金 1件)

中国地方第三者委員会事務局

訂正不要 2件 (厚生年金 2件)
